

○川崎市個人情報保護条例

昭和60年6月29日条例第26号

改正

平成13年3月29日条例第1号

平成16年12月22日条例第53号

平成19年7月2日条例第23号

川崎市個人情報保護条例

目次

- 第1章 総則(第1条～第6条)
- 第2章 個人情報の保有等の制限(第7条～第15条)
- 第3章 保有個人情報の開示請求等の権利(第16条～第32条)
- 第4章 救済手続(第33条～第35条)
- 第5章 苦情の処理(第36条・第37条)
- 第6章 事業者に対する措置等(第38条～第40条)
- 第7章 雑則(第41条～第44条)
- 第8章 罰則(第45条～第49条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人情報を保護することが個人の尊厳の維持を図るために必要不可欠であることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、市が保有する個人情報の開示、訂正及び利用の停止等を請求する権利を保障することにより公正で民主的な市政の実現と市民生活の向上を図り、もって市民の基本的人権を擁護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。
- (3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書([川崎市情報公開条例\(平成13年川崎市条例第1号。以下「情報公開条例」という。\)](#)第2条第1号に規定する公文書をいう。)に記録されているものに限る。
- (4) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
 - ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- (5) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、個人情報を保有するときは、個人情報に係る基本的人権の侵害を防止するための措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業の実施に当たって個人情報を保有するときは、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報に係る基本的人権の侵害を防止するための措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策について協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、相互に個人情報の重要性を認識し、この条例により保障された権利を正当に行使するとともに、個人情報の保護に関する市の施策について協力しなければならない。

(適用上の注意)

第6条 この条例の適用に当たっては、事業者及び市民の権利と自由を不当に侵害するようなことがあってはならない。

第2章 個人情報の保有等の制限

(保有の一般的制限)

第7条 実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、その所掌する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 実施機関は、法令の定めがあるとき、その他正当な行政執行に関連し、その権限の範囲内において行われるときを除き、個人の思想、信条、宗教その他個人の人格的利益を守るため市長が[情報公開条例第33条](#)に規定する川崎市情報公開運営審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて認めた事項に関する個人情報の保有をしてはならない。

4 実施機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(個人情報ファイル等の届出等)

第8条 実施機関は、個人情報ファイル(保有する期間が短期であるものその他の規則(市長の定める規則をいう。以下同じ。)で定めるものを除く。以下この条及び次条において同じ。)を保有しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。この場合において、当該個人情報ファイルが第2条第4号アに該当するときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(1) 個人情報ファイル及び当該個人情報ファイルに係る業務の名称

(2) 個人情報ファイルの利用目的及び当該個人情報ファイルに係る業務の目的

(3) 個人情報ファイルの対象者

(4) 個人情報ファイルの内容

(5) 個人情報ファイルの管理責任者

(6) その他規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報ファイルを廃止し、又は変更するときは、あらかじめその旨を規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。この場合において、第2条第4号イに該当する個人情報ファイルを同号アに該当する個人情報ファイルに変更するときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

3 実施機関は、保有個人情報の保有に係る業務(第1項の規定による届出に係る業務を除く。)を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(1) 業務の名称

(2) 業務の目的

(3) 保有個人情報の対象者

(4) 保有個人情報の内容

(5) 保有個人情報の管理責任者

(6) その他規則で定める事項

4 実施機関は、前項の規定による届出に係る業務を廃止し、又は変更するときは、あらかじめその旨を規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

5 前各項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急やむを得ないときは、個人情報ファイルが保有され、廃止され、若しくは変更され、又は第3項に規定する業務が開始され、廃止され、若しくは変更された日以後において前各項の届出をすることができる。

6 市長は、前各項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を速やかに審議会に報告しなければならない。

7 市長は、第1項から第5項までの規定による届出に係る事項を規則で定めるところにより、これを公表するものとする。

(個人情報ファイル目録の作成等)

第9条 市長は、前条第1項の規定による届出に係る個人情報ファイルの検索に必要な目録(以下「個人情報ファイル目録」という。)を作成し、保有個人情報の検索に必要なその他の資料とともに、閲覧に供しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による個人情報ファイル目録の作成並びに個人情報ファイル目録

及び保有個人情報の検索に必要なその他の資料の閲覧に関し、市長の求めに応じ、協力しなければならない。

(収集の方法)

第10条 実施機関は、個人情報を収集する場合は、業務の名称及び法令の根拠、利用目的、個人情報の記録の内容その他規則で定める事項を明らかにして本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人以外のものからの収集について法令の定めがあるとき。
- (2) あらかじめ本人の同意を得ているとき。
- (3) 公刊された出版物によって、公知性が生じた個人情報を収集するとき。
- (4) 緊急やむを得ない理由があるとき。
- (5) 所在不明、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如等の理由により、本人から収集することが困難であるとき。
- (6) その他公益上必要があると実施機関が審議会の意見を聴いて認めたとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により、個人情報を本人以外のものから収集したときは、規則で定める場合を除き、速やかにその事実を当該本人に通知しなければならない。

3 法令等により、本人が申請行為その他これに類する行為を行う場合については、第1項の規定による収集がなされたものとみなす。

(利用及び提供の制限)

第11条 実施機関は、利用目的の範囲を超えた保有個人情報の利用(以下「目的外利用」という。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令の定めがあるとき。
- (2) 正当な行政執行に関連があるとき。
- (3) [情報公開条例第8条](#)第1号ア、ウ又はエに該当する情報であるとき。
- (4) あらかじめ本人の同意を得ているとき。

2 実施機関は、実施機関以外のものに対する利用目的の範囲を超えた保有個人情報の提供(以下「外部提供」という。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令の定めがあるとき。
- (2) 実施機関が審議会の意見を聴いて認めたとき。

3 実施機関は、第1項ただし書の規定による目的外利用又は前項ただし書の規定による外部提供(以下「目的外利用等」という。)をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

4 実施機関は、目的外利用等をしたときは、規則で定める場合を除き、速やかにその事実を本人に通知しなければならない。

5 市長は、第3項の届出があったときは、規則で定めるところによりその旨を公表するものとする。

6 実施機関は、外部提供をする場合において、必要があると認めるときは、外部提供を受ける者に対し、外部提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(電子計算機の接続による処理の制限)

第12条 実施機関は、実施機関以外のものとの間において通信回線による電子計算機の接続をして保有個人情報の電子計算機による処理を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令の定めがあるとき。
- (2) 実施機関が審議会の意見を聴いて認めたとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定による処理を行う場合において、必要があると認めるときは、接続先において十分な個人情報の保護が図られていることを確認するとともに、接続先においてその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(適正な維持管理等)

第13条 実施機関は、保有個人情報の保護を図るため、保有個人情報管理責任者を定めるとともに、次に掲げる事項について必要な措置を講ずることにより、保有個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

- (1) 保有個人情報、利用目的の達成に必要な範囲内で、正確かつ最新なものとすること。
- (2) 保有個人情報の漏えいを防止すること。
- (3) 保有個人情報の改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。
- 2 実施機関は、保有個人情報の保有が必要でなくなったときは、速やかに廃棄する等適切な措置を講ずるものとする。ただし、歴史的又は文化的な価値を有すると認められるものについては、この限りでない。

(受託者等の義務)

第14条 前条の規定は、実施機関から業務の委託を受けた者及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により市の指定を受けたもの(以下「受託者等」という。)が、受託した業務及び当該指定に係る業務(以下「受託業務等」という。)に関し個人情報を保有する場合について準用する。この場合において、前条中「保有個人情報管理責任者」とあるのは「個人情報管理責任者」と、「利用目的」とあるのは「それを取り扱うに当たって特定された利用の目的」と読み替えるものとする。

- 2 実施機関は、受託者等に対し、個人情報の保護を図るため、受託業務等に関し、個人情報の適正な維持管理等のために必要な措置を講じさせなければならない。

(従事者の義務)

第15条 個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務等に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第3章 保有個人情報の開示請求等の権利

(開示を請求する権利)

- 第16条** 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示の請求をすることができる。
- 2 未成年者、成年被後見人その他本人が請求することができないやむを得ない理由があるものとして規則で定める者は、代理人(未成年者及び成年被後見人にあつては、法定代理人に限る。以下同じ。)により、前項の規定による開示の請求をすることができる。
 - 3 保有個人情報に係る本人が死亡している場合における当該保有個人情報については、次に掲げる者が、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の開示の請求をすることができる。
 - (1) 当該保有個人情報に係る本人の配偶者、子又は血族である父母
 - (2) 前号に掲げる者がいない場合における当該保有個人情報に係る本人の血族である兄弟姉妹

(保有個人情報の開示義務)

第17条 実施機関は、前条第1項及び第3項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求に係る本人(前条第3項の規定による開示請求にあつては、開示請求者を含む。以下「本人等」という。)の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関する情報であつて、開示請求者に知らせないことが正当と認められるもの
- (2) 未成年者の法定代理人により開示請求がなされた情報であつて、開示することが当該未成年者の利益に反すると認められるもの
- (3) 本人等以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人等以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、本人等以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は本人等以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人等以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定

独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員並びに指定出資法人(情報公開条例第8条第1号ウに規定する指定出資法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

エ 当該個人が指定管理者(情報公開条例第8条第1号エに規定する指定管理者をいう。以下同じ。))が行う当該指定に係る業務(以下「指定管理業務」という。))に従事する者(当該指定管理者の役員及び職員に限る。以下「指定管理業務従事者」という。))である場合において、当該情報がその指定管理業務の執行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該指定管理業務従事者の職、氏名及び当該指定管理業務の執行の内容に係る部分

(4) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び指定出資法人を除く。以下この号において「法人等」という。))に関する情報(指定管理者に関する情報にあっては、指定管理業務に係るものを除く。))又は本人等以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(5) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、指定出資法人及び指定管理者の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報(指定管理者に関する情報にあっては、指定管理業務に係るものに限り。))であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、指定出資法人若しくは指定管理者が行う事務又は事業に関する情報(指定管理者に関する情報にあっては、指定管理業務に係るものに限り。))であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、指定出資法人若しくは指定管理者の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人、指定出資法人又は指定管理者に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7) 開示することにより、人の生命、身体、財産若しくは社会的な地位の保護又は犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報

(8) 法令の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関等の指示により、開示することができないと認められる情報

(9) その他公益上必要があると実施機関が審議会の意見を聴いて認めた情報
(部分開示)

第18条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合におい

て、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報(本人等以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の本人等以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、本人等以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。
(裁量的開示)

第19条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。
(保有個人情報の存否に関する情報)

第20条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。
(訂正を請求する権利)

第21条 何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)の請求をすることができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

2 保有個人情報に係る本人が死亡している場合における当該保有個人情報については、第16条第3項各号に掲げる者が、その内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正の請求をすることができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。
(保有個人情報の訂正義務)

第22条 実施機関は、前条の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。
(利用停止を請求する権利)

第23条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第7条第2項の規定に違反して保有されているとき又は第11条第1項の規定に違反して目的外利用がされているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第11条第2項の規定に違反して外部提供がされているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 保有個人情報に係る本人が死亡している場合において、第16条第3項各号に掲げる者が、当該保有個人情報が前項各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用停止に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。
(保有個人情報の利用停止義務)

第24条 実施機関は、前条の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。
(準用)

第25条 第16条第2項の規定は、第21条第1項の規定による訂正の請求及び第23条第1項の規定による利用停止の請求について準用する。

(請求手続)

第26条 開示請求、訂正請求又は利用停止請求は、実施機関に対し、本人、代理人又は第16条第3項各号に掲げる者である旨及び次に掲げる事項を明らかにして、実施機関が定める方法により行わなければならない。

- (1) 請求する者の氏名及び住所
- (2) 代理人により請求をするときは、その氏名及び住所
- (3) 請求に係る保有個人情報を特定するに足る事項
- (4) 訂正請求又は利用停止請求にあっては、当該請求の趣旨及びその理由
- (5) その他実施機関の定める事項

2 実施機関は、前項各号に掲げる事項が明らかでないと認めるときは、前項の請求をした者(以下「請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

(請求に対する諾否の決定等)

第27条 実施機関は、前条第1項の請求があったときは、当該請求があった日から起算して、開示請求にあっては15日以内、訂正請求及び利用停止請求にあっては30日以内に、当該請求に対する諾否の決定(第20条の規定により開示請求を拒否する決定及び開示請求に係る保有個人情報を実施機関が保有していないときにおける開示請求を拒否する決定を含む。以下「諾否の決定」という。)をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、これらの期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により速やかに通知しなければならない。

3 実施機関は、諾否の決定をしたときは、実施機関の定めるところにより、速やかに当該諾否の決定の内容を請求者に書面により通知しなければならない。

4 前項の場合において、前条第1項の請求の全部又は一部を拒否するときは、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、拒否する理由がなくなる時期をあらかじめ明示することができるときは、その時期を明らかにしなければならない。

(諾否の決定の期限の特例)

第28条 第26条第1項の規定による請求に対し、請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため又は当該保有個人情報の検索に著しく日時を要するため、当該請求があった日から起算して、開示請求にあっては60日以内、訂正請求及び利用停止請求にあっては75日以内にそのすべてについて諾否の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につきこれらの期間内に諾否の決定をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に諾否の決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内(同条第2項の規定により当該期間を延長したときは、その延長後の期間内)に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
 - (2) 残りの保有個人情報について諾否の決定をする期限
- (第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第29条 開示請求に係る保有個人情報に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、指定出資法人及び本人等以外の者(第46条を除き、以下「第三者」という。)に関する情報(第三者が指定管理者である場合にあっては、指定管理業務に係る情報を除く。)が含まれているときは、実施機関は、諾否の決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関の定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定(以下「開示決定」という。)をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合

において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（決定後の手続等）

第30条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならない。

2 保有個人情報の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の定める方法により行うものとする。

3 実施機関は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

4 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報を開示することにより、当該保有個人情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、第2項の規定にかかわらず、当該保有個人情報の開示に代えて、当該保有個人情報を複写したものを開示することができる。

5 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から30日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。ただし、当該期間内に申し出ることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

6 実施機関は、第27条第1項の規定により、保有個人情報の全部又は一部について訂正又は利用停止をする旨の決定をしたときは、速やかに当該保有個人情報の訂正又は利用停止をしなければならない。この場合において、その旨を請求者及び当該保有個人情報の提供先に対し通知するものとする。

7 前各項に定めるもののほか、保有個人情報の開示は、実施機関の定めるところにより行うものとする。

（他の法令等による開示の実施との調整）

第31条 実施機関は、他の法令等により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第2項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令等に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第2項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（手数料等）

第32条 第30条の規定による保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る手数料は、無料とする。

2 開示請求者は、当該開示請求に係る保有個人情報の写しの交付等を受ける場合における当該写しの作成等に要する費用について、別に定める額を負担しなければならない。

第4章 救済手続

（不服申立て等）

第33条 諾否の決定に不服のある者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てをすることができる。

2 前項の不服申立てがあった場合において、当該不服申立てに係る審査庁又は処分庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、[情報公開条例第25条](#)に規定する川崎市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その議に基づいて、当該不服申立てに対する裁決又は決定をしなければならない。

（1）不服申立てが明らかに不適法であり、却下するとき。

（2）不服申立てに対する裁決又は決定で、諾否の決定（第26条第1項の請求の全部を承諾する旨の決定を除く。以下この号及び第35条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る請求の全部を承諾することとするとき。ただし、当該諾否の決定について反対意見書が提出されているときを除く。

（諮問をした旨の通知）

第34条 前条第2項の規定により諮問をした審査庁又は処分庁は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
 - (2) 請求者(請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
 - (3) 当該不服申立てに係る諾否の決定について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
- (第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第35条 第29条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 不服申立てに係る諾否の決定を変更し、当該諾否の決定に係る保有個人情報を開示する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第5章 苦情の処理

(個人情報保護委員)

第36条 市長は、個人情報の保護に関する苦情について、公正かつ簡易迅速な処理を図るため、川崎市個人情報保護委員(以下「保護委員」という。)を置く。

- 2 保護委員は、前項に規定する苦情の申出に基づき、必要があると認めるときは、実施機関、事業者等に対し、個人情報の保護に関し是正その他必要な措置をとるよう勧告することができる。
- 3 保護委員は、3人以内とする。
- 4 保護委員は、知識経験を有する者で人格識見の高いもののうちから市長が委嘱する。
- 5 保護委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(実施機関等の是正措置)

第37条 実施機関、事業者等は、前条第2項の規定による保護委員の勧告があったときは、個人情報の保護に関し是正その他必要な措置をとるよう努めなければならない。

第6章 事業者に対する措置等

(事業者に対する立入調査等)

第38条 市長は、事業者が第4条の規定に違反する行為をするおそれがある場合は、当該事業者に対し、関係資料の提出を求め、又はその職員をして当該事業者の事務所その他の事業所に立ち入らせ、文書その他の資料を調査させ、若しくは関係者に質問させること(以下「立入調査」という。)について協力を求めることができる。

- 2 市長は、前項の協力要請に対し、事業者が資料を提出しないとき、又は立入調査を拒んだときは、協力要請の理由を付した書面により改めて資料の提出又は立入調査について協力を求めることができる。
- 3 市長は、事業者が前項の要請を拒んだときは、その経過を公表することができる。

(事業者に対する指導、勧告等)

第39条 市長は、事業者が第4条の規定に違反する行為を行っているとき、当該事業者に対し、当該行為の是正又は中止を指導し、これに従わないときは、是正又は中止の勧告をすることができる。

- 2 市長は、事業者が前項の規定による勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

(指定出資法人の義務)

第40条 指定出資法人は、この条例の趣旨にのっとり、個人情報の保有に関し必要な範囲内で実施機関に準じた措置を講ずるものとする。

第7章 雑則

(運営状況の報告及び公表)

第41条 市長は、毎年度、規則で定めるところにより、この条例の運営状況を取りまとめ、これを議会に報告するとともに、公表するものとする。

- 2 市長は、実施機関に対し、この条例の運営状況について報告を求めることができる。

(市長の調整)

第42条 市長は、前条第2項に定めるもののほか、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、実施機関に対し、実施機関における個人情報の取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求めることができる。

- 2 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、実施機関に対し、実施

機関における個人情報の取扱いに関し意見を述べることができる。

(国等への要請)

第43条 市長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人等に対し、適切な措置をとるよう要請するものとする。

(委任)

第44条 この条例の実施に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第8章 罰則

第45条 実施機関の職員若しくは職員であつた者又は受託業務等に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第4号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

第46条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第47条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第48条 前3条の規定は、本市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第49条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、50,000円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。(昭和60年12月19日規則第93号で昭和61年1月1日から施行)

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に実施機関が個人情報の保管等をしている業務の届出については、第8条第1項中「業務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を」とあるのは「業務について、次の各号に掲げる事項を」と読み替えて同条の規定を適用する。

3 前項の規定により実施機関が業務の届出をする際、現に行っている当該届出の業務に係る個人情報の保管等(第12条に規定する場合を含む。以下同じ。)については、この条例の規定により行った個人情報の保管等とみなす。

附 則(平成13年3月29日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(川崎市個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

10 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の川崎市個人情報保護条例(以下「旧個人情報保護条例」という。)の規定によりされている個人情報の記録の閲覧等、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求は、同項の規定による改正後の川崎市個人情報保護条例(以下「新個人情報保護条例」という。)の規定による個人情報の記録の開示請求又は訂正、削除若しくは目的外利用等の中止の請求とみなす。

11 この条例の施行の際現に旧個人情報保護条例第22条第1項の規定によりされている不服申立ては、新個人情報保護条例第22条第1項の規定による不服申立てとみなす。

12 前2項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧個人情報保護条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新個人情報保護条例中これに相当する規定がある場合には、新個人情報保護条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成16年12月22日条例第53号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正後の条例(以下「新条例」という。)第2条第1号に規定する実施機関(以下「実施機関」という。)が保有している同条第4号に規定する個人情報ファイル(以下「個人情報ファイル」という。)については、新条例第8条第1項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ、次に」とあるのは「川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成16年川崎市条例第53号)の施行後遅滞なく、次に」と読み替えて同条の規定を

適用する。

- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において実施機関が開始する業務に係る個人情報ファイルについては、新条例第8条第1項中「を保有しようとするときは、あらかじめ」を「の保有について、川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成16年川崎市条例第53号)の施行後遅滞なく」と読み替えて同条の規定を適用する。
- 4 この条例の施行の際現に実施機関が行っている新条例第2条第3号に規定する保有個人情報(以下「保有個人情報」という。)の保有に係る業務及び施行日において実施機関が開始する保有個人情報の保有に係る業務(新条例第8条第1項の規定による届出に係る業務を除く。)については、新条例第8条第3項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「について、川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成16年川崎市条例第53号)の施行後遅滞なく」と読み替えて同条の規定を適用する。
- 5 この条例の施行の際現に改正前の条例(以下「旧条例」という。)の規定によりされている個人情報の記録の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求は、新条例の規定による保有個人情報の開示、訂正又は利用の停止、消去若しくは提供の停止の請求とみなす。
- 6 新条例第28条の規定は、施行日以後の新条例の規定による保有個人情報の開示、訂正又は利用の停止、消去若しくは提供の停止の請求について適用し、施行日前の旧条例の規定によりされている個人情報の記録の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求については、なお従前の例による。
- 7 附則第5項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新条例中これに相当する規定がある場合には、新条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成19年7月2日条例第23号)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。